2　再商品化をするための施設の設置に関する事項

その他の色のガラス製容器に係る分別基準適合物の再商品化をするための施設は、別表第一の所在地の欄に掲げる都道府県に、令和七年九月三十日現在、設置されている。

3　再商品化の具体的方策に関する事項

その他の色のガラス製容器に係る分別基準適合物は、カレット化施設において、破砕、洗浄、異物の除去その他の処理をし、カレットを得ることにより再商品化がされる。当該カレットは、ガラス製容器をはじめとするガラス製品、ガラス繊維、窯業製品、土木建築材等の原材料として利用されるほか、製品としてそのまま利用される。

4　その他再商品化の実施に関し重要な事項

その他の色のガラス製容器に係る分別基準適合物の再商品化により得られた物の需要拡大を推進するものとする。

四　規則第四条第四号に定める分別基準適合物（以下「紙製容器包装に係る分別基準適合物」という。）

1　各年度において再商品化がされる量の見込み

令和八年度から令和十二年度までの各年度において再商品化がされる紙製容器包装に係る分別基準適合物の量は、次の表の上欄に掲げる年度ごとに同表の下欄に掲げるとおりと見込まれる。

| 年度（令和） | 再商品化がされる紙製容器包装に係る分別基準適合物の量の見込み（単位　千トン） |
|---|---|
| 八 | 三六五 |
| 九 | 三六五 |
| 十 | 三六五 |
| 十一 | 三六五 |
| 十二 | 三六五 |

2　再商品化をするための施設の設置に関する事項

紙製容器包装に係る分別基準適合物の再商品化をするための施設は、別表第二から別表第四までの所在地の欄に掲げる都道府県に、令和七年九月三十日現在、設置されている。

3　再商品化の具体的方策に関する事項

紙製容器包装に係る分別基準適合物は、次により再商品化がされる。

(1)　製紙原料等を得るための施設において、異物の除去及び選別をし、製紙原料等を得ることにより再商品化がされる。当該製紙原料等は、紙、板紙又はパルプモールドの原材料として利用される。

また、当該製紙原料等を除いた選別後の分別基準適合物については、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行令（平成七年政令第四百十一号。以下「令」という。）第一条第一号に掲げる燃料として利用される製品（以下「固形燃料又はフラフ燃料」という。）を得るための施設において、圧縮、破砕その他の処理をし、固形燃料又はフラフ燃料を得ることにより再商品化がされる。

(2)　古紙再生ボード、溶鋼用鎮静剤、古紙破砕解繊物等を得るための施設において、異物の除去及び選別をした後、古紙再生ボード、溶鋼用鎮静剤、古紙破砕解繊物等の原材料として利用できる選別後の分別基準適合物については、古紙再生ボード、溶鋼用鎮静剤、古紙破砕解繊物等を得るための施設において、破砕、成形加工その他の処理をし、古紙再生ボード、溶鋼用鎮静剤、古紙破砕解繊物等を得ることにより再商品化がされる。

また、当該古紙再生ボード、溶鋼用鎮静剤、古紙破砕解繊物等の原材料を除いた選別後の分別基準適合物については、固形燃料又はフラフ燃料を得るための施設において、圧縮、破砕その他の処理をし、固形燃料又はフラフ燃料を得ることにより再商品化がされる。

(3)　製紙原料等を得るための施設において、異物の除去及び選別をし、製紙原料等を得ることにより再商品化がされる。当該製紙原料等は、紙、板紙又はパルプモールドの原材料として利用される。

また、当該製紙原料等を除いた選別後の分別基準適合物のうち、古紙再生ボード、溶鋼用鎮静剤、古紙破砕解繊物等の原材料として利用できるものについては、古紙再生ボード、溶鋼用鎮静剤、古紙破砕解繊物等を得るための施設において、破砕、成形加工その他の処理をし、古紙再生ボード、溶鋼用鎮静剤、古紙破砕解繊物等を得ることにより再商品化がされる。

さらに、当該古紙再生ボード、溶鋼用鎮静剤、古紙破砕解繊物等の原材料を除いた選別後の分別基準適合物については、固形燃料又はフラフ燃料を得るための施設において、圧縮、破砕その他の処理をし、固形燃料又はフラフ燃料を得ることにより再商品化がされる。

4　その他再商品化の実施に関し重要な事項

紙製容器包装に係る分別基準適合物の再商品化により得られた物の需要拡大を推進するものとする。

五　規則第四条第五号に定める分別基準適合物（以下「ペットボトルに係る分別基準適合物」という。）

1　各年度において再商品化がされる量の見込み

令和八年度から令和十二年度までの各年度において再商品化がされるペットボトルに係る分別基準適合物の量は、次の表の上欄に掲げる年度ごとに同表の下欄に掲げるとおりと見込まれる。

| 年度（令和） | 再商品化がされるペットボトルに係る分別基準適合物の量の見込み（単位　千トン） |
|---|---|
| 八 | 八一三 |
| 九 | 八一三 |
| 十 | 八一三 |
| 十一 | 八一四 |
| 十二 | 八一四 |

2　再商品化をするための施設の設置に関する事項

ペットボトルに係る分別基準適合物の再商品化をするための施設は、別表第五の所在地の欄に掲げる都道府県に、令和七年九月三十日現在、設置されている。

3　再商品化の具体的方策に関する事項

ペットボトルに係る分別基準適合物は、次により再商品化がされる。

(1)　フレーク又はペレット等のプラスチック原料を得るための施設において、異物の除去、洗浄、破砕その他の処理をし、フレーク又はペレット等のプラスチック原料を得ることにより再商品化がされる。当該プラスチック原料は、プラスチック製品、繊維製品等の原材料として利用される。